

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	大阪港湾局 施設管理部 海務課 (海務) (06-6571-1745)
処分担当名	同上
処分の名称	入港料の減免
概要	大阪港に入港する船舶の運航者は、大阪市入港料条例第2条の規定により、入港料を納付する必要がありますが、一定の要件を満たす場合においては、同条例第4条の規定により、入港料を減額又は免除することがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市入港料条例 (昭和51年10月1日条例第81号) 第4条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市入港料条例施行規則 (昭和51年12月23日規則第116号) 第5条、第6条、第7条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	<p>◎次の各号の1に該当する場合には、入港料を免除します。</p> <p>(1) 同一船舶が1日に1回を超えて入港する場合には、1回を超える入港に係る入港料は免除する。</p> <p>(2) 同一船舶が1月に10回を超えて入港する場合には、10回を超える入港に係る入港料は、免除する。 この場合の入港回数は、前項の規定により入港料を免除される入港に係る回数を除いた回数とする。</p> <p>◎次の各号の1に該当する場合には、入港料を減免することがあります。</p> <p>(1) 市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき</p> <p>○「市長が公益上の必要その他特別の事由があると認める」とは次の船舶が入港するときをいいます。</p> <p>①海難その他航行上の支障により入港する船舶</p> <p>②国、地方公共団体又は公共的団体が施行する港湾工事その他の工事に従事する船舶</p> <p>③その他市長が特別の事由があると認める船舶</p> <p>○「市長が特別の事由があると認める船舶」とは次のものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪港と他港との間で新規に開設される航路により入港する第一船 ・大阪港に初入港する外航コンテナ船 ・定期航路で1月に4回以上入港する船舶 (減免率: 10%) ・国又は地方公共団体の要望により、公用又は公共の用に供するため施設を使用し、又は占用する船舶 (例: 防災訓練) ・市長が港湾管理上又は港湾工事施工上必要と認めて行った要望により、施設を使用し、又は占用する船舶 (例: 港湾工事施行に伴う施設の使用) ・本市の主催する行事に参加するため、施設を使用し、又は占用する船舶 (例: 帆船等の一般公開、港めぐり) ・大阪港と神戸港、尼崎西宮芦屋港又は堺泉北港のいずれかに連続寄港する外航コンテナ船 (減免率: 50%) ・40,000総トンを超える外航コンテナ船 (本来の総トン数を乗じて得た額から、40,000総トン数を乗じて得た額を差し引いた額を免除) ・700総トン以上で、大阪港で荷役する貨物のうち国際海上コンテナが過半を占める内航船舶 ・大阪港に入港するクルーズ客船 (13人以上の旅客定員を有する船舶で、宿泊施設を有する旅客船 (フェリーを除く)) ・国際基幹航路 (北米・欧州) の定期航路で入港する外航コンテナ船 (減免率: 50%、ただし、新たに開設する国際基幹航路 (同上) の定期航路で入港する場合については入港する第一船より1年目は全額免除) ・LNG燃料船 (減免率: 15%) ・グリーンアウォード財団認証船舶 (減免率: 15%) ・ESIスコア一定以上の船舶 (減免率: 15%) <p>※LNG燃料船とグリーンアウォード財団認証船舶、ESIスコア一定以上の船舶の複数を満たしている場合も減免率15%を適用</p> <p>※減免対象となる船舶のESIスコアの点数については、別途定める</p> <p>・その他、個々具体のケースにより、特別の事由があると認められる場合があります。</p>
標準処理期間	7日
経由日数	なし
提出先	大阪港湾局 施設管理部 海務課 (海務)
提出時期	随時
提出方法	所定の申請書及び添付書類を海務課 (海務) へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪港湾局 施設管理部 海務課 (海務)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000515617.html
備考	